

車椅子貸出実施要綱

車椅子貸出要綱（平成4年4月1日施行）を全面改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、身体の不自由な方への支援として、車椅子を貸し出すことにより、日常生活の利便を図るとともに、地域福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

第2条 安八町に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者

- （1）病気、怪我等で車椅子を必要とする者。
- （2）町内に活動拠点を置く団体又は法人で、行事等を行う場合。
- （3）車椅子が必要な親族等が来訪し、一時的に行動を共にする必要がある場合。
（ただし、居住地社協等での借用調整を優先する）
- （4）会長が特に必要と認めた者。

※介護保険給付対象者（要介護2以上）は原則対象外とします。ただし、給付対象者であっても緊急を要する場合や、その期間が7日に満たない場合は対象とします。

（申請）

第3条 申請者及び利用者は、「車椅子貸出申請書」（様式第1号）を本会に提出しなければならない。申請受付日は平日8時30分から17時15分（祝日、年末年始を除く）とする。

（利用料）

第4条 利用料は無料とする。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は最大1か月とする。

（使用上の責務）

第6条 申請者及び利用者は借り受けた車椅子を適切に維持管理しなければならない。

- 2 申請者及び利用者は、車椅子を汚損、破損、紛失した時は、直ちに使用を中止して本会に連絡し、本会の指示に従うとともに、自らの負担において修理、その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 申請者及び利用者は、借り受けた車椅子による事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成4年4月1日より施行する。

附則

この要綱は、令和元年12月10日より施行する。

附則

この要綱は、令和4年6月15日より施行する。

決 裁	局長	取扱者

車椅子貸出申請書

安八町社会福祉協議会 様

申請者住所 安八町

氏 名

続柄

電話番号

携帯番号

車椅子の貸出を次の通り申請します。

【確認】運転免許証・保険証・()

対 象 者	住 所	安八町 番地		
	氏 名		性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日	年 齢	満 歳
	理 由			
	貸 出 期 間 予 定 日	年 月 日 ~ 年 月 日		
	車 椅 子 番 号	No.	返 却 日	年 月 日

貸出期間は最大1か月とする。申し込み多数の場合は、貸出期間中でも返却をお願いする場合があります。

車椅子貸出実施要綱について説明を受け、同意します。